

施策		該当ページ		令和7年度		主な担当課
施策の方向性	No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	
1 すべての子どもと家庭への支援						
①総合的な子ども・子育て支援の展開		13~14				
1		母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図ります。	◎	<p>子どものことでどこに相談すれば良いか分からない困りごとを幅広く受け止め、適切な支援機関へ繋いでいく。</p> <p>子どもを取り巻く、家族関係や子育ての悩みの相談などに応じるとともに、必要に応じて支援機関へ繋げていく。</p> <p>妊娠届出時、妊娠7~8か月時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)の7回の面談の機会を活用し、すべての妊産婦の状況を把握し、必要な家庭にはサポートプランを作成して伴走型支援を行う。</p>		<p>子ども総合相談課</p> <p>家庭児童相談課</p> <p>健康推進課</p>
2		子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に取り組めます。		<p>宝塚市社会福祉協議会は、赤い羽根共同募金を財源に住民グループが行うこども・子育て応援活動に対して助成を行うほか、Instagram(インスタグラム)やたからづかつどい場マップで地域の居場所や活動の情報を発信するなど、子育て中の親やこどもが、地域とつながりを持ちながら安心して子育てできる環境づくりを支援する。</p> <p>両親学級、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、離乳食学級、ニコニコ育児相談、妊産婦・乳幼児電話相談等を実施し、妊産婦、乳幼児の相談に応じる。</p> <p>概ね0~3歳までの親子の居場所・交流の場(きらきらひろば)を提供し、常駐の保育士のほか、助産師等専門職による相談の充実を図る。 また、子育てに関する情報提供や子育て講座を開催する。</p> <p>各保育所の子育て支援事業を通して、園庭開放や子育て相談などに取り組む。</p> <p>子どものことでどこに相談すれば良いか分からない困りごとを幅広く受け止め、適切な支援機関へ繋いでいく。</p> <p>ペアレント・トレーニングなどを通して、前向きなしつけの方法を身につけるきっかけを提供する。</p>		<p>地域福祉課 (宝塚市社会福祉協議会)</p> <p>健康推進課</p> <p>子ども家庭支援センター</p> <p>保育企画課</p> <p>子ども総合相談課</p> <p>家庭児童相談課</p>

施策の方向性		該当ページ	令和7年度		主な担当課
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	
3	コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組みます。		地域の子育て支援の拠点として、コミュニティの7つのブロック毎に整備している児童館(子ども館含む)を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、子育て講座等の事業を実施する。 大型児童センターは、中高生が自由に集える安全な居場所、自主活動の機会を提供する。		子ども家庭支援センター
②子どもと母親の健康の確保		15~18			
4	すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援します。たからっ子給付金事業(妊婦のための支援給付)による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進します。	◎	たからっ子給付金(妊婦のための支援給付)による2回の経済的支援を行う。 妊娠届出時、妊娠7~8か月時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時の7回の面談の機会を活用し、すべての妊産婦の状況を把握し、必要な家庭にはサポートプランを作成して伴走型支援を行う。 産後ケア事業は兵庫県の集合契約に参加し、県内に実施機関を拡充することで、利用機会を増やす。産前・産後サポート事業との相互利用を進め、切れ目ない支援を行う。		健康推進課
5	新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続します。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進めます。	◎	新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診の機会に全ての乳幼児を把握し、切れ目ない支援を行う。		健康推進課
6	阪神北広域こども急病センターや圏域内の小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続します。		夜間・休日の急病時に必要な診療を受けることができるよう、他市町と連携し、年間を通して救急医療提供体制の確保に取り組む。		健康推進課
7	乳幼児健診の充実に向けて取り組みます。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子版母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進めます。	◎	健康診査により精密検査や継続支援が必要な児の早期発見、早期支援に取り組む。また、発達障害(が)い児の正しい知識の啓発、育てにくさや育児不安の相談に応じ、児童虐待の早期発見、早期支援につなげる。 電子版母子健康手帳導入についての検討を行う。 予防接種に関しては、電子版母子健康手帳でのスケジュール管理、デジタル予診票の導入について検討を行う。		健康推進課

施策の方向性		該当ページ		令和7年度	
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	主な担当課
③配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実		19～20			
8	高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障害(が)い児の家族、障害(が)い児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行います。	◎	<p>・支援が必要な就学前の子どもを対象に、通園による知的・肢体・早期療育の各クラスで療育を行うほか、外出が困難な児童の居宅に訪問し療育を行う。</p> <p>・主に就学前の子どもを対象に、精神科、小児科医師等の専門職員等による相談を行う。また、保育所や児童館等の身近な子育て支援の場での出前発達相談などを実施する。</p> <p>・保育所や学校等の職員に対し、療育に関する指導や講座の開催など、発達に関する学習の機会を提供する。</p>		子ども発達支援センター
			保育における特別な支援が必要な児童が、スムーズに保育所生活を過ごせるよう、加配保育士を配置する。		保育企画課
			うまく発音ができない構音障害(が)いのある就学前の幼児を早期に発見し、発音の練習を行い、集団生活に進んで参加できる意欲や態度を育てるよう指導を行う(各幼稚園の訪問及び未成小学校内で通級指導を実施)。		幼児教育センター
9	相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図ります。	◎	専門資格の取得のため、研修を受講し、適切な支援ができるような環境の整備を行う。		家庭児童相談課
10	ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築します。	◎	<p>子ども、福祉、教育の関係部局で連携し、ヤングケアラーの実態把握の方法や支援体制の構築について検討を進める。</p> <p>子どものことでどこに相談すれば良いか分からない困りごとを幅広く受け止め、適切な支援機関へ繋いでいく。</p> <p>関係機関と連携し家庭状況を把握したうえで、支援方針や支援体制について検討を進める。</p>		子ども政策課
					子ども総合相談課
					家庭児童相談課
④子どもの貧困対策・経済的支援		21～22			
11	子どもの貧困対策に向け、引き続き地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。		<p>関係機関・団体等が参加する交流会に参加するなど、関係機関・団体等との連携や地域とのネットワークづくりを推進するとともに、子どもの貧困解消に向けた取組の研究を進める。</p> <p>関連する機関の一つとして、連携や地域とのネットワークづくりの推進に協力する。</p>		子ども政策課
					子ども家庭支援センター
12	ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進めます。	◎	児童扶養手当を受給する世帯に属する市内居住の中学2・3年生を対象に学習支援を令和7年度も継続して実施する。個別指導の通塾を通じて、ひとり親家庭の子どもが抱える精神面、経済面の悩みや課題に寄り添って対応し、学習習慣の定着化を図るとともに、高校進学を後押しする取組の充実を図る。また、申込忘れ等が無いよう、引き続き制度の周知を図る。		子育て応援課

施策					
施策の方向性		該当ページ			
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	令和7年度		主な担当課
			計画	実績	
2 子育てと仕事の両立支援					
①性別にとらわれず仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の促進		23～24			
13	共働き・共育での推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施します。		チャレンジ相談や男性セミナー等(男女共同参画センター主催)を実施し、男女共同参画社会づくりに実効性のある講座等を継続して実施する。		人権平和・男女共同参画課
14	固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組みます。		市民にワークサポート宝塚や若者しごと相談を周知し、就職に繋がるよう支援する。また、兵庫労働局等の関係機関と連携し、女性の就労を支援するセミナー等の開催に取り組む。		商工勤労課
15	学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組みます。		各学校園で人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科・総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて実践する。また、学習会等において助言をするため、人権教育指導員を派遣する。		学校教育課
②多様な保育施策の充実		25			
16	保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行います。	◎	令和6年度に施設整備を行い、令和7年4月、新たに認可保育所を開設する。 今後も、宝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域ごとの保育ニーズを考慮しつつ、保育所の定員確保について検討する。		保育企画課
17	たからづか私立保育園就職フェア、保育士確保に向けた保育士研修会や人材活用支援講座などを引き続き実施し、保育士の人材確保に向けた取組を推進します。		保育士確保に向け、たからづか私立保育園就職フェア、保育士研修会、人材活用支援講座を実施する。		保育企画課
			私立認可保育所に対し、保育士宿舍借上げ支援事業を実施するとともに、私立認可保育所・私立小規模保育事業所に対し、保育士就職支援事業を実施する。		保育事業課
③放課後児童対策の充実		26			
18	特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図ります。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めていきます。	◎	低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブを整備する。また、学校施設の利用促進についても教育委員会と協議していく。		アフタースクール課

施策の方向性		該当ページ		令和7年度	
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	主な担当課
3 教育環境の整備					
①学校教育の充実		27~28			
19	生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していきます。	◎	関係機関や専門職との連携体制を強化しつつ、生徒指導に関する実践的研究を進めるとともに、教育相談機能の充実を図る。併せて、校内支援体制の再編や研修の実施等により、組織的な支援体制を構築する計画を立案することを各学校へ求める。 虐待ケース会議で助言するとともに、児童・生徒がより良い学校生活を送ることができるよう支援していく。		学校教育課 青少年センター
20	子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、引き続き一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。		専門職や関係機関との連携体制を整備・強化し、課題を抱える児童生徒に対して組織的・継続的に対応できる校内支援体制を構築する。個別の支援計画の策定やケース会議の実施を通じて、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進する。 子どもの様々な課題に対して、心理的・発達の側面から状況をアセスメントし、より良い支援を行うために、スクールカウンセラーを配置する。		学校教育課 教育支援課
21	不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策に引き続き取り組みます。		子どもの様々な課題に対して、心理的・発達の側面から状況をアセスメントし、より良い支援を行うために、スクールカウンセラーを配置する。 また、市内全中学校と小学校2校に別室登校指導員を、それ以外の小学校にAssistスタッフを通年配置し、学校内別室において、不登校傾向にある児童生徒の支援を行う。		教育支援課
22	校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。	◎	宝塚市校則見直しガイドラインに基づき、児童生徒の意見を尊重した話し合いや意識啓発を通じて、主体的な取組を促進する。教職員・保護者との協議を重ねながら、校則の適切な見直しを行い、より良い学校環境の実現に向けた計画を策定する。		学校教育課
23	教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組みます。	◎	教職員の働き方改革について、地域や保護者の協力を得るため周知を図り、教職員が担う業務の適正化を図る。また、勤怠管理の電子化を進めることで業務効率化や意識改革を推進し、学校における働き方改革に取り組む。		職員課
24	義務教育9年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていきます。	◎	教育環境適正化の議論が先行している一部地域の意見を踏まえながら、途切れのない義務教育9年間の実践について検討するとともに、小学校区と中学校区の整合に向けて取り組む。		教育環境整備課

施策の方向性		該当ページ		令和7年度	
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	主な担当課
②社会教育の推進		29			
25	公民館や図書館などの社会教育施設で子どもの成長に寄与できるような環境整備や事業の推進に取り組みます。また、公民館においては、地域、民間と連携した事業の推進、図書館においては、宝塚市子どもの読書活動推進計画の中心施設として関係各課と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。	◎	公民館では、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、指定管理者と連携して、生活に即する教育、学術及び文化に関する講座等を引き続き実施するとともに、東公民館の老朽化による大規模改修工事を実施する。図書館では、読書活動推進に繋がる行事の開催、児童書の充実など読書環境の整備、関係各課との連携を図り、子どもの読書活動に取り組む。		社会教育課 中央図書館 西図書館
③就学前教育・保育の充実		30			
26	(仮称)就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実を図ります。	◎	市内全体の保育の質の向上のための連携協定を締結している国立大学法人兵庫教育大学や、庁内検討会、小学校長会、各施設長会等と協議を行い、令和7年度中に計画を策定する。		幼児教育センター
④子どもの人権擁護の推進		31～32			
27	別室登校指導員・Assistスタッフによる不登校の子どもへの支援に引き続き取り組みます。		市内全中学校と小学校2校に別室登校指導員を、それ以外の小学校にAssistスタッフを通年配置し、学校内別室において、不登校傾向にある児童生徒の支援を行う。		教育支援課
28	子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進に引き続き取り組みます。		子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、関係機関との調整や権利救済の申立てを受けての調査など、問題解決に向けた支援を行う宝塚市子どもの権利サポート委員会の周知を図るとともに、出前講座の実施により子どもの権利に関する啓発活動を行う。		子ども政策課
			こども基本法及び子どもの権利条約の理念に則り、教育活動全体を通じて、子どもたちに子どもの権利についての理解を促進する取組を行っていく。		学校教育課
4 安全・安心な環境づくり					
①子育てを支援する生活環境の整備		33			
29	子育て世帯や若者夫婦世帯に対する、市営住宅に当選する確率の優遇措置など引き続き子育て支援に取り組みます。		・子育て世帯に向けて市営住宅に当選する確率を優遇する制度を引き続き実施する。 ・ひとり親世帯等に対する住宅確保の支援に引き続き取り組む。		住まいづくり推進課
30	市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」の貸し出しの普及を図ります。		設置箇所数増加に向け啓発を行うとともに、市民に情報提供し利用促進を図る。 また、市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸し出す。		子ども家庭支援センター

施策

施策の方向性		該当ページ		令和7年度		主な担当課
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績		
②子どもの安全・安心の確保		34				
31	インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みます。		夏休み期間中、放課後児童クラブにおいて出前講座を実施し、インターネットの賢い使い方等の啓発に取り組む。			消費生活センター
32	スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組みます。		児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を実施し、スマートフォンやインターネットの適切な利用に関する指導を継続的に実施する。また、外部講師による講演を実施し、各家庭への意識啓発と実践的な学びを推進する。			学校教育課
5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上						
①家庭教育及び地域による子育て支援の推進		35				
33	子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進します。		自治会及びまちづくり協議会の活動を支援することで、各団体が実施する行事等を通して、保護者同士・地域住民との交流の機会の創出を推進する。			市民協働推進課
			民生委員・児童委員の活動を支援することで、委員が実施する身近な地域における子どもの見守り活動等を推進する。			地域福祉課
			地域一体となって自主的に子育て支援に取り組む団体に対し、活動経費の一部を助成する。			子ども家庭支援センター
			子どもたちが放課後に安心して過ごすことができる居場所として、事業者や地域と連携し、各校区で放課後子ども教室を開催する。			アフタースクール課
			コミュニティ・スクールを全校に導入し、学校と地域の人々が「地域でこんな子どもを育てたい」という『めざす子ども像』に向かって、学校と地域が一体となり、地域のTAKARA(宝)である子どもを育てるために熟議と協議を重ね、学校運営に参画していく。			学校教育課
			教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、地縁的なつながりの希薄化などによって低下が指摘されている「地域の教育力」の活性化を図るため、学校支援地域本部事業の実施により、地域全体で学校教育を支援する。			社会教育課
34	シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組みます。	◎	「たから・まご手帳」を活用した孫育ての啓発や、世代間交流イベントによりシニア世代と子育て世代の相互理解を図る。			子ども家庭支援センター
35	子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組むため、部活動の地域移行を推進します。	◎	地域の関係団体や指導者と連携し、子どもたちの活動機会を確保しつつ、持続可能な地域スポーツクラブや文化芸術活動の受け皿を整備する。段階的な移行計画を策定し、学校と地域が協働して部活動の地域移行を円滑に推進する体制を構築する。			学校教育課

施策

施策の方向性		該当ページ		令和7年度	
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	主な担当課
②情報提供の推進		36			
36	SNS等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図ります。	◎	<p>子育て世代にとって利用しやすいInstagram(インスタグラム)やnote(ノート)等のSNSを活用し、動画や記事によるプッシュ型の情報発信を強化することで、子育て支援情報の提供を推進する。</p> <p>市公式LINEから発信する「きらきら子育てLINE」で、妊娠期から満3歳までの子育て情報をタイムリーに発信する。 また、Instagram(インスタグラム)を活用し、講座やきらきらひろばの取組など、子育て情報を発信する。</p> <p>【広報事業】 広報誌や市ホームページ、SNSなどの媒体を活用する他、報道機関への情報提供を通して、市民との市政情報の共有を図る。 【コミュニティー・FM放送事業】 災害緊急情報や行政・文化・市民活動など地域に密着したきめ細かな情報発信ができる強みを生かし、市民との情報共有を図るとともに、市政への関心を高める。</p>		<p>子ども政策課</p> <p>子ども家庭支援センター</p> <p>広報課</p>
6 子ども・若者の社会参加の促進					
①居場所や遊び場、体験・学習機会の充実		37~38			
37	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、多様な主体との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実を図ります。	◎	<p>子どもたちが勉強等に利用できる部屋や卓球室を開室することにより、子ども・若者にとってよりよい居場所づくりに寄与する。</p> <p>子ども議会等を通じて、当事者である子ども・若者の意見を聴きながら、関係部局等と連携して、子ども・若者の居場所の充実を図る。</p> <p>・高司・安倉・西谷児童館、子ども館について、それぞれ指定管理者を指定し運営する。 ・民立民営の中筋・御殿山・野上・平井児童館には運営費の一部を補助する。</p> <p>子どもたちが放課後に安心して過ごすことができる居場所として、事業者や地域と連携し、各校区で放課後子ども教室を開催する。 不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が安心して参加できる居場所として、こもりん広場を開催する。</p>		<p>各人権文化センター</p> <p>子ども政策課</p> <p>子ども家庭支援センター</p> <p>アフタースクール課</p>

施策の方向性

該当ページ

令和7年度

No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	令和7年度		主な担当課
			計画	実績	
38	市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみよう遊びや体験、学習機会の創出に引き続き取り組みます。		包括連携先や市民団体等と連携し、ものづくり体験や仕事体験などブースを出展してもらい、遊びを通じて子どもたちの学び場となるイベント「KIDSフェスinたからづか」を開催する。		企画政策課
			子育て支援等を目的とする活動団体等との共催事業や後援事業の実施により、子どもの成長に資する、子どもたちのやってみよう遊びや体験、学習機会の創出に取り組む。		子ども政策課
			・大型児童センターの指定管理者を指定し、運営することで中高生世代の様々な自主活動を支援する。 ・子育て支援団体との連携を図り、乳幼児とのふれあい事業を実施する。		子ども家庭支援センター
			子どもたちが演技を通して身体を動かす喜びや表現することの楽しさ、仲間と協力することの大切さを知ることができるよう、音楽隊とバトン隊を設置する。		アフタースクール課
			環境フォーラムやECO講座の開催、小学校や地域における環境学習の充実を図り、環境保全の推進を担う人材の育成に取り組む。		環境エネルギー課
			市民団体や地域資源と連携し、子どもたちの主体的な活動を支える体験・学習機会を計画的に創出し、定期的な意見交換や協働イベントの実施を通じて、子どもの「やってみよう」を尊重した多様な活動の場を提供する体制を整備する。		学校教育課
39	パークマネジメント計画において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実を図ります。	◎	公園区計画の作成に先行的に取り組む地区については、地域との協働によりローカルルール作り等を検討する。		公園河川課

施策の方向性		該当ページ		令和7年度	
No	主な取組事項 ※ 計画書に掲載している内容	5年間の 新規・拡充 予定	計画	実績	主な担当課
②参加型のまちづくりの推進		39			
40	若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進めます。	◎	<p>若者に宝塚市子ども審議会委員を委嘱することにより、若者の社会参画の促進を図るとともに、意見表明の機会を設ける。また、若者の意見を聴取し、施策に反映させる仕組みづくりや、社会参画を促進する取組について検討を進めるため、先進地である他自治体の好事例を調査・研究する。</p> <p>子どもたちの視点や意見を取り入れ、子どもたちがまちの主役となって、就労体験を遊び感覚で行う子どもたちのまち「ミニたからづか」を実施する。</p> <p>対象年度に20歳となる市民等で構成する企画委員会の企画・運営により、「20歳のつどい」を開催する。</p>		<p>子ども政策課</p> <p>子ども家庭支援センター</p> <p>社会教育課</p>
41	市政への提案を発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図ります。		<p>将来の宝塚を担う小学生、中学生、高校生及び特別支援学校生が、子どもの立場からまとめた質問や提案を議場で発表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を実施することで、子どもの意見について、市政への反映を図る。</p>		子ども政策課
③自立・就労支援		40			
42	ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当事者や家族の不安軽減の一助とします。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究します。	◎	<p>広報誌を活用し、ひきこもり支援の取組状況を掲載することで、相談を検討している当事者や家族に支援のイメージを持ってもらい、相談につなげやすくする。また、webアンケートによる、ひきこもりの実態調査を実施する。</p> <p>不登校やひきこもりに悩む当事者とその保護者が安心して参加できる居場所として、こもりん広場を開催する。市ホームページや広報板での周知に取り組むとともに、委託先の宝塚市社会福祉協議会と情報交換を密にし、利用者の支援につなげる。</p> <p>自ら就職活動を行うことが困難なひきこもりの方などに対し、社会経験のための学習等を通じて、継続就労が可能となるよう支援を行う。</p>		<p>せいかつ支援課</p> <p>アフタースクール課</p> <p>商工勤労課</p>